



# 薬剤師資格証について

厚生労働省補助事業 保健医療福祉分野の公開鍵基盤HPKIセミナー

日本薬剤師会 医薬情報管理部  
河野 行満

2021/02/13



- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
2. 日本薬剤会認証局の現状
3. 申請から発行までの流れ

# 薬剤師資格証の発行に至るまで

## ▼当初は電子証明書のみを発行を準備

- 2006：前年の厚労省CP策定を受け、薬剤師HPKI認証局の構築に向けた検討を開始
- 2012：厚労省「シームレスな健康情報活用基盤実証事業」における処方箋の電磁的な交付を検証するために、薬剤師HPKI認証局（仮運用）を立ち上げ、実証事業用に薬剤師電子証明書（仮）を発行

## ▼薬剤師資格証の発行にシフト

- 2014：前年の医師資格証発行に呼応し、薬剤師資格証発行に関する検討を開始。発行運用等を見直し。
- 2016/4：厚労省より「日本薬剤師会認証局」の承認
- 2017/3：本会役員への発行開始



薬剤師資格証のサンプル

- 券面表記：薬剤師資格証
- 薬剤師免許証記載事項等を記載
- 顔写真あり
- 「薬剤師であることを証する」との記載
- 電子証明書をICチップ内に格納
- 有効期限記載あり



## 「薬剤師」であることを証明

## 本日の話の流れ

- 1. 薬剤師資格証の発行に至るまで**
- 2. 日本薬剤会認証局の現状**
3. 申請から発行までの流れ

# 薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

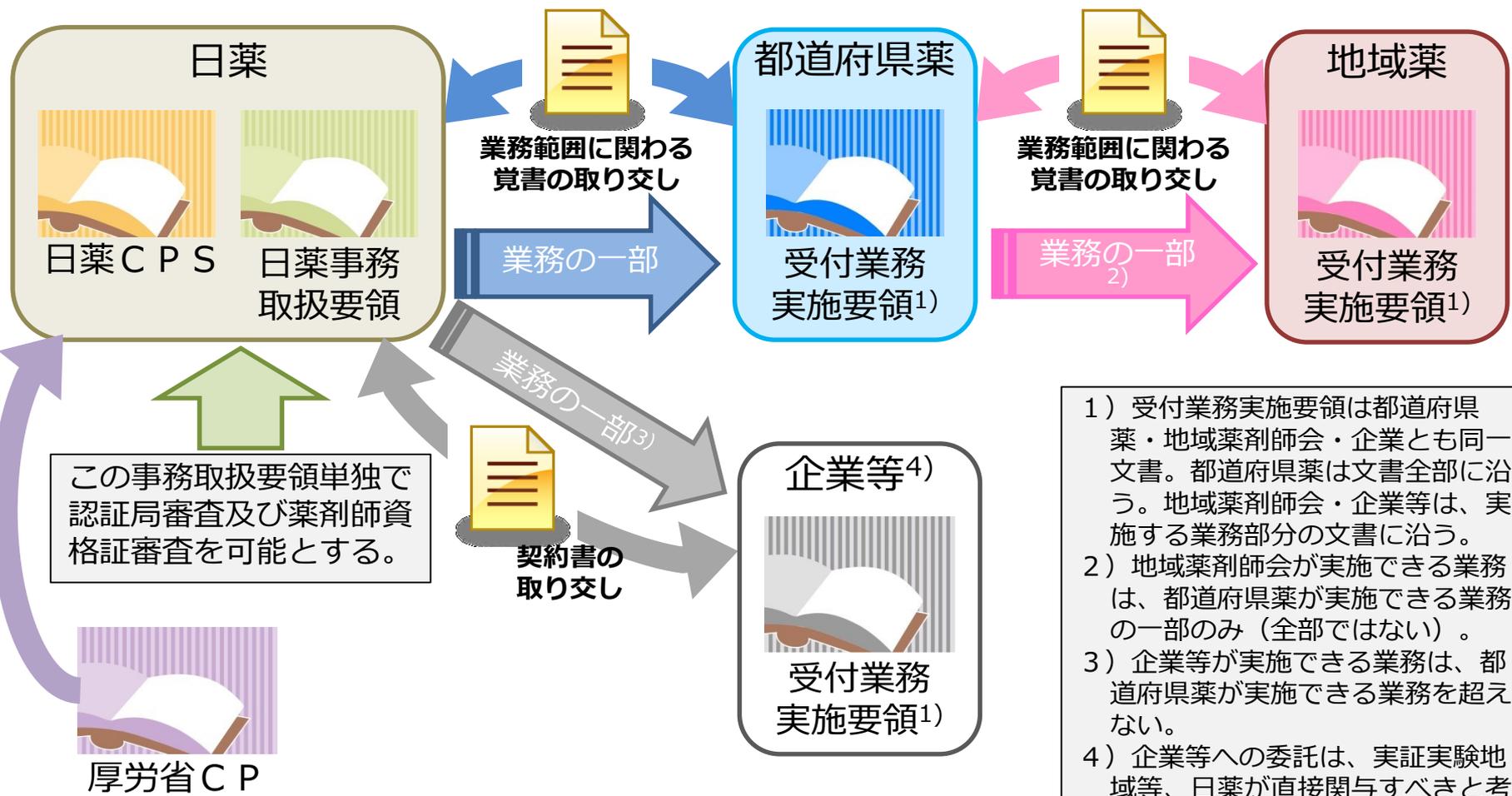


## ■ 基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とであると同時に、内蔵するICチップに電子的なH P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須である。**
  - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
  - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携（日薬だけの運用は難しい）。**
  - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みも検討



# 日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携



- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

# 書類審査プロセスの分担

	都道府 県薬	地域 薬
▼受付（申請者本人がいる間に行わなければならない業務）		
申請区分の（口頭での）確認	○	○
チェックリストに基づく書類の取揃えの確認	○	○
本人確認書類（パスポート・運転免許証等）での本人確認	○	○
薬剤師免許証が偽物でないかの確認（実物の場合）	○	○
本人確認書類と薬剤師免許証（実物の場合）のコピー	○	○
▼内容確認（必ずしも申請者本人がいる必要のない業務）		
申請書の記載と各種書類の記載に差異がないか確認	○	○
書類の取揃えと内容の再確認（ダブルチェック）	○	—
▼日薬に書類を送付		
受け付けた書類・写真等を日薬に送付	○	—

※ 都道府県薬との覚書の取り交わし状況：取り交わし済－1 3、決済中－4

# 発行の状況



2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚

まだまだ発行枚数が少ない状況です・・・

普及を図りたいのですが・・・

- 利用シーンを思い浮かべることが出来ない。
- 今のところ、利用先が非常に限られている。
- 電子処方箋には必要とされていても、現実味に乏しい。
- しかも、有料。



- 利用先の拡大に向けた取り組みが求められている。

薬剤師資格証の発行が必要になってから、日薬認証局を設置するという方法もあります。一方、国は、地域医療情報連携基盤の設置推進や電子処方箋の本格運用を検討しています。認証局の設置には年単位の時間がかかるため、本会では、薬剤師資格証を必要とする会員が、必要な時に困らないように、認証局を立ち上げています。

# 発行増に向けた地道な取り組み

- 都道府県薬向けの説明会の実施
  - 薬剤師資格証発行体制確保の意義
- 各種資材の作成
  - 都道府県薬受付対応マニュアル、DVD等（作成済）
  - 会員向け啓発資材（検討中）
- 利用シーン拡大のための対応
  - 非接触読み取りとその利用
    - 読み出し用プログラムの開発
      - 研修会での出欠記録
  - 認証用電子証明書の利用
    - システムドライバの開発
    - レセコンや電子薬歴システム等へのログイン等々



2019年 8月27日火曜日

メディアファクス

8094号

### ■ 電子処方箋の運用GL改訂へ、来月2日に検討会開催 厚労省、9月中に方向性

厚生労働省は電子処方箋の運用ガイドライン（GL）の見直しに向け、9月に検討会を開催する。「電子処方箋の円滑な運用に関する検討会」の名称で2日に初会合を開いた後、月内にも一定の方向性を取りまとめる予定。それを受け、今年度下期にGLを改訂する方針だ。

電子処方箋の運用GLは2016年に公表されたが、完全なペーパーレスになっていないことなどを背景に普及が滞っている。18年度にはオンライン診療システムなどを展開するメドレー（東京都港区）が新たにQRコードを活用した実証事業を行い、現行GLの課題や今後の普及に向けた課題を整理した。

検討会では、実証事業で整理された課題などの結果を踏まえ、現行GLの改訂に向けた検討を行う。具体的には、紙媒体の電子処方箋引換証を必要とする現行の運用の見直しや、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）サーバーの利用を前提とした運用の見直し、電子版お薬手帳などとの連携などについて検討する。また電子処方箋の普及策についても議論する考え。

厚労省は今年度下期予定のGL改訂に合わせ、改訂GLを周知したり、電子処方箋の普及に向けて必要な施策を講じる考え。

# 電子処方箋の検討状況

年月	主な出来事
2008/07	処方せんの電子化について
2012/04	処方箋の電子化に向けて
2013/03	電子処方箋の実現について
2013/09	電子処方箋の実現に向けた工程表
2016/03	<b>電子処方せんの運用ガイドライン</b>
2017/11	電子処方箋記載様式改定着手
2017/12	★規制改革会議でGL変更の議論開始
2018/03	電子処方箋記載様式改定終了
2018/06	★規制改革実施計画でGL変更に言及
2018/07	記載様式改定を受けガイドライン小変更
2018/10	次期改定に向けた実証事業（～2019/03）
2019/04	電子処方箋の普及促進のための工程表 公表
2019/06	★成長戦略フォローアップ2019

紙から電子への移行期のGLとして策定。【GL第1版】  
電子処方箋引換証を使う仕組み。電子処方箋に対応できない薬局でも「引換証」を活用することで、患者のフリーアクセスを担保。

仕組みが難しすぎるとの指摘。平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置（工程表の策定）

2019年度中にガイドラインを改定

★：厚労省以外の動き

# 議論の加速



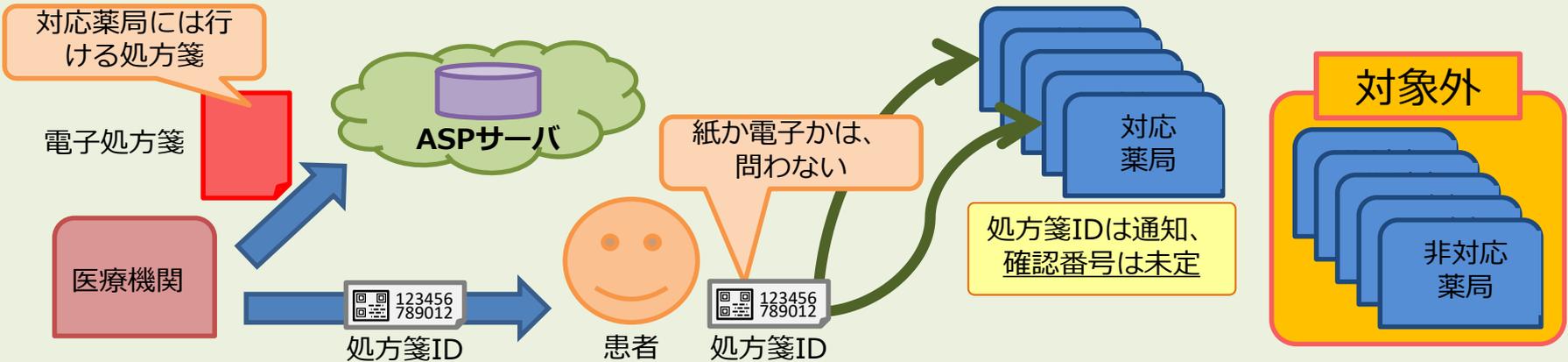
年月	主な出来事
2019/09	第1回電子処方箋の円滑な運用に関する検討会（2日）
2019/09	今後のデータヘルス改革の進め方について 公表（9日）
2019/09	第2回電子処方箋の円滑な運用に関する検討会（26日）
2019/12	★デジタル・ガバメント実行計画 <span>2023年度から実施</span>
2020/03	第1回健康・医療・介護情報利活用検討会(9日)
2020/03	第1回医療等情報利活用WG(26日)
2020/04	電子処方箋の運用ガイドライン(第2版)

# GL第1版と第2版の違い

## GL第1版



## GL第2版



# さらなる検討



年月	主な出来事
2020/05	第2回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 医療等情報利活用WG(18日)
2020/06	オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業公募
2020/06	第3回健康・医療・介護情報利活用検討会(15日)
2020/07	★経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)
2020/07	★成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)
2020/07	「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」公表(30日)

電子化に向けて必要な環境整備を2020年度中に開始し、2022年度から環境整備を踏まえた実施(1年前倒し)

既存の仕組みを効率的に活用しつつ、2022年夏を目途に運用を開始(1年前倒し)

厚労省の「データヘルス改革推進本部」が策定・公表  
▼データヘルス改革推進本部  
本部長：厚生労働大臣 顧問：厚生労働省顧問  
本部長代行：事務次官 本部長代理：技術・国際保健総括審議官  
本部長員：医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、老健局長、保険局長等々

# 新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

## データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

## ▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

### ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



### ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



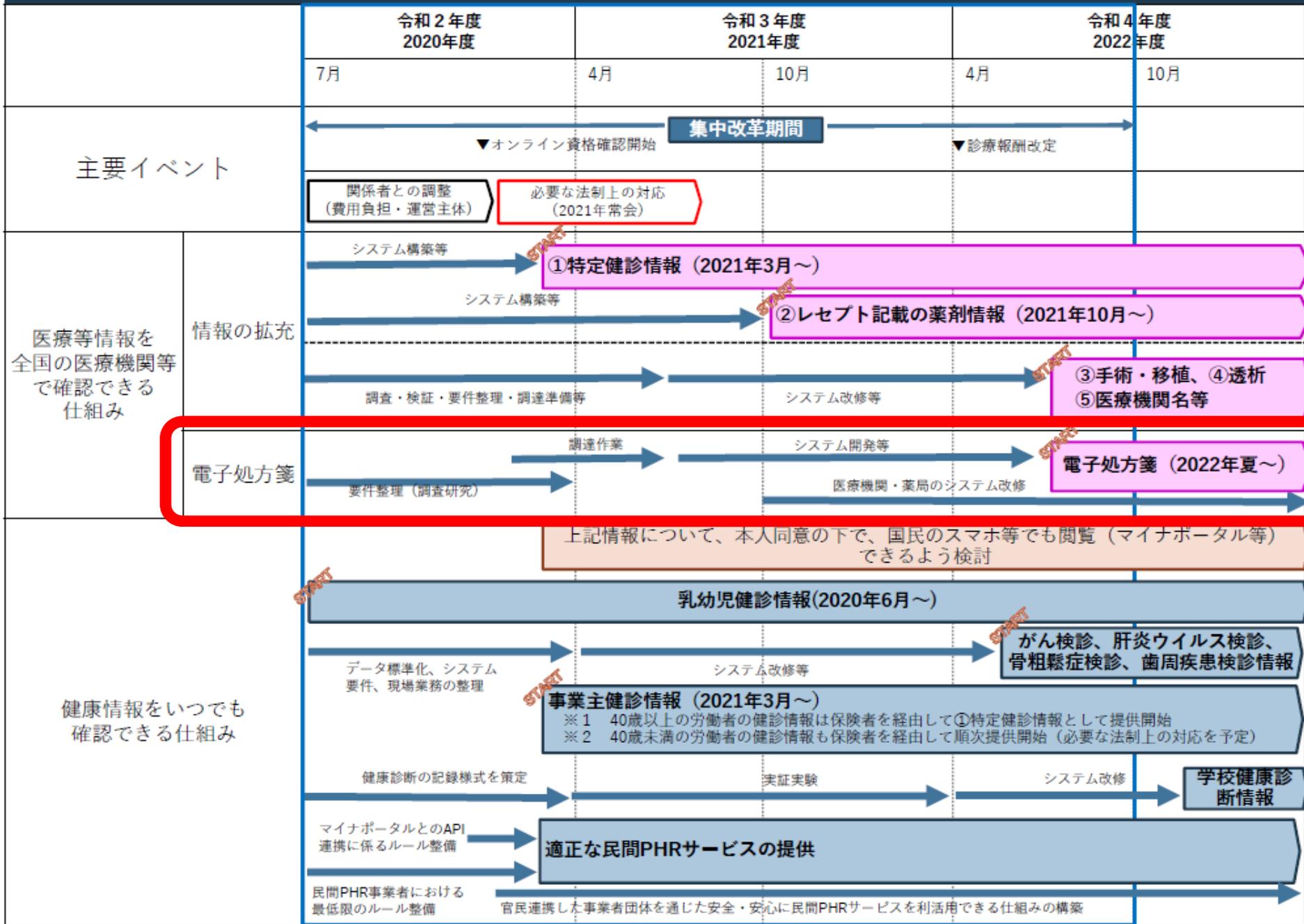
### ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

# データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程



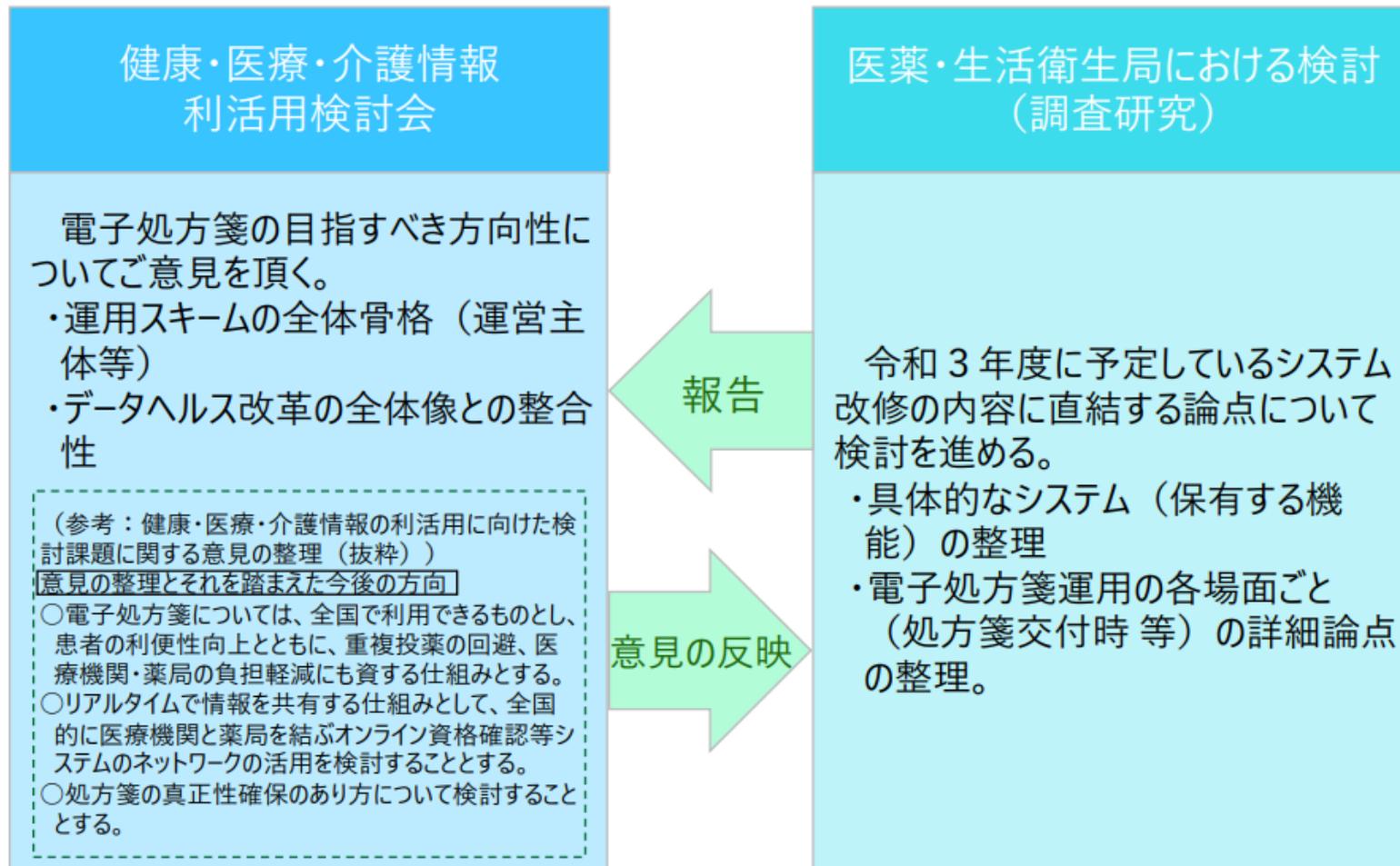
※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

# 議論の加速



年月	主な出来事
2020/06	オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業公募
2020/06	第3回健康・医療・介護情報利活用検討会(15日)
2020/07	★経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
2020/07	★成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）
2020/07	「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」公表(30日)
2020/09	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議(9日)
2020/10	第4回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第3回医療等情報利活用WG(19日)
2020/10	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議(29日)
2020/11	第5回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第4回医療等情報利活用WG(6日)
2020/11	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議(12日)
2020/11	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議(25日)
2020/12	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議(4日)
2020/12	第6回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第5回医療等情報利活用WG(9日)
2021/1	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議(8日)
2021/2	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議(10日)

# 会議体の関係性

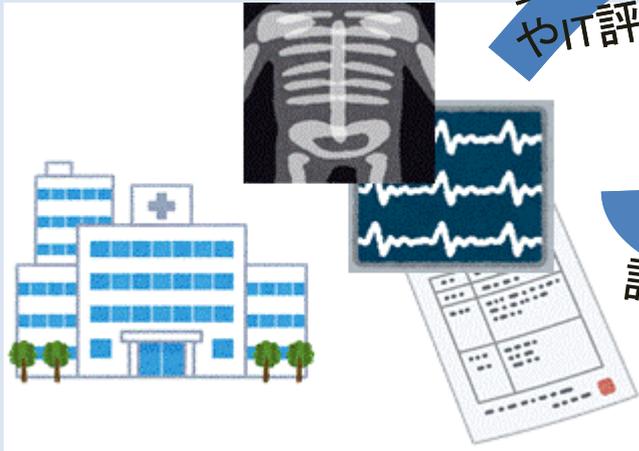


- ▼ **健康・医療・介護情報利活用検討会**（情参室）
  - ・ **医療等情報利活用WG**（医政局）  
（電子処方箋部分は医薬局）

- ▼ **オンライン資格確認の基盤を利用した電子処方箋検討会議&作業班**

### 電子紹介状を送る医療機関

- 検査・画像情報提供加算
  - ・ 退院する患者の場合200点
  - ・ 外来患者30点



要件を満たせば、IT加算  
やIT評価料を算定できる。

### 電子紹介状を受け取る医療機関

- 電子的診療情報評価料
  - ・ 一律30点



### 電子紹介状を受け取る薬局 服薬情報提供書を送る薬局

IT加算は算定できる。  
評価料の項目は無い。

IT加算の項目は無い。

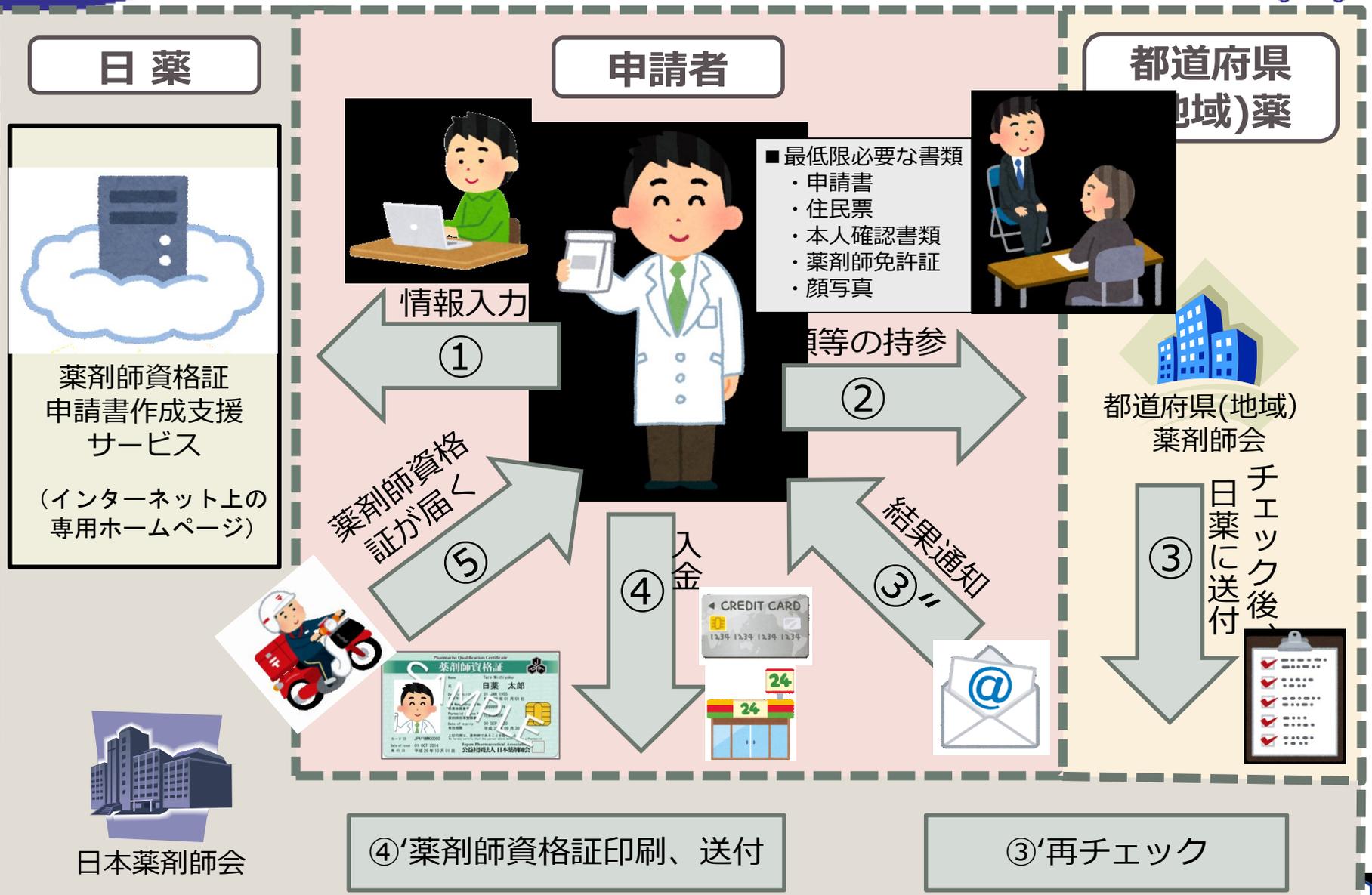


医療機関は検査・画像情報提供加算を算定可能となったこともあり、やり取りに必要な「医師資格証」の発行が増加。さらに、電子紹介状を念頭に置いた「文書交換サービス」を(間接的に)日医がサービスイン。

## 本日の話の流れ

1. 薬剤師資格証の発行に至るまで
2. **日本薬剤会認証局の現状**
3. **申請から発行までの流れ**

# 薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



# 申請方法について（その特色）

- 薬剤師資格証の発行申請書の作成は、専用のホームページで行う。
- またその際の入力データを、認証局側でも流用できる仕組み。
- 申請書の手書き部分は、「暗証番号」と「署名」の二箇所のみ。
- 以上の仕組みを構築した利点
  - 認証局でデータをデジタル化する必要がない。
  - 文字の誤入力、誤判別の可能性が少ない。
  - 異体字等が氏名に含まれている場合でも、本人の意思で代替する文字を選択し、申請することになる。
- 現時点では、ほぼ上手く稼働しています。

# 発行申請書作成画面の例

日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 申請書作成支援サービス

申請区分「A：新規申請」の申請情報入力ページです。  
以下入力欄に必要な情報を入力してください。  
グレーで入力できない欄につきましては入力不要の項目となります。

【申請者登録情報】

氏名	漢字	必須 全角文字	姓	<input type="text"/>	名	全角文字
	フリガナ	必須 全角カナ	姓	全角カナ	名	全角カナ
	ローマ字	必須 半角英字	姓	半角英字	名	半角英字
<input type="button" value="カナ⇒ローマ字表記変換"/> ←フリガナ入力後クリック						
生年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月 1 日
性別	必須	<input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性				
住民票記載住所	郵便番号	必須 半角数字	XXX-XXXX		<input type="button" value="住所変換"/>	←郵便番号入力後クリック
	都道府県	必須	北海道			
	市区町村	必須 全角文字	全角文字			
	番地・その他	必須 全角文字	全角文字			
薬剤師名簿登録番号	必須 半角英数字	第	半角英数字		号	
薬剤師名簿登録年月日	必須	昭和	30 (1955)	年	1	月 1 日
日本薬剤師会会員区分	必須	<input type="radio"/> 会員 <input type="radio"/> 非会員 <input type="radio"/> 入会手続き中				

必要事項の入力

【薬剤師資格証の記載氏名及び送付先】

薬剤師資格証記載氏名	必須	<input checked="" type="radio"/> 現姓（本名） <input type="radio"/> 旧姓・旧名 <input type="radio"/> 通名	
	必須	<input type="radio"/> 住民票記載住所 <input type="radio"/> 薬剤師資格証送付先住所	

申請者情報の登録画面になりますので、揃えた申請書類を確認しながら、必要な事項を入力していきます。

# 発行申請書作成の例



日本薬剤師会認証局 薬剤師資格証 発行申請書(新規)

① 申請情報

申請日 2017/08/22  
申請区分 A:新規  
カードID JPA

申請者氏名\* 神谷まさゆき  
(姓)  
(本名・現姓)

※継続・再発行の場合はカードIDが記入されます。

② 申請者登録情報

フリガナ	セイ	ホンダ	メイ	アキコ
漢字	姓	本田	名	顕子
ローマ字	Sur Name	Honda	Given Name	Akiko
生年月日	昭和46年9月29日		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
住所 住民票記載住所	〒1608389 東京都 新宿区 四谷三丁目三番一号			
薬剤師名簿登録番号	第 000001 号	薬剤師名簿登録年月日	平成10年1月1日	
日本薬剤師会 会員区分	<input checked="" type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 入会手続き中 <input type="checkbox"/> 非会員			

③ カード発行情報

暗証番号 1193  
カードを使用するための暗証番号です。  
任意の数字4桁を記入ください。  
暗証番号は、申請者本人のみに有効です。

薬剤師資格証記載  
氏名選択 現姓(本名) 旧姓・旧名 通名

フリガナ	セイ	メイ
漢字	姓	名
ローマ字	Sur Name	Given Name

住所 申請者住民票住所と同じ その他住所  
〒1608389 東京都 新宿区  
四谷三丁目三番一号  
(組織名) (部署名)

④ 連絡先住所

申請者住民票住所と同じ カード送付先住所と同じ その他住所

〒1608389 東京都 新宿区  
四谷三丁目三番一号  
(組織名) (部署名)

電話番号 0333511170 FAX番号  
メールアドレス webmaster1@nichiyaku.or.jp

私は以下の内容を確認し、日本薬剤師会認証局に薬剤師資格証を申し込みます。  
『日本薬剤師会認証局運用規程(CPS)』及び『日本薬剤師会認証局利用規約』に同意します。  
・顔写真、氏名、生年月日、薬剤師名簿登録番号が薬剤師資格証の券面に記載されることに同意します。

◆認証局使用欄

WEB申請ID	JPA_201708220001	受付番号	
◆LRA確認欄		◆日本薬剤師会確認欄	
確認日		確認日	
照査日		照査日	

Ver1.0

ダウンロードしたPDFを印刷し、発行申請書に必要な追記等を行います。

自署で署名。

暗証番号(数字4桁)記入。

顔写真(6ヶ月以内のもの)を貼付。

以上で発行申請書の作成は終了です。



# 薬剤師資格証発行までの全般的な流れ



## ■ 薬剤師資格証の価格（定価：非会員）

カード発行費： 8,000円（通常更新の場合、5年毎に必要）

年間運用費： 12,000円

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	カード発行費	年間運用費	合計
初年度	8,000	12,000	20,000
2～5年度	-	12,000	12,000
更新時	8,000	12,000	20,000

通常の更新でも、5年毎にカード発行費がかかる。

### ● 運用の詳細

発行種別		カード発行費	有効期限
新規発行		取る（カード発行費として）	新たに5年
期限内の更新		取る（カード発行費として）	新たに5年
再発行	失効後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（カード発行費として）	新たに5年
	紛失後	取る（カード発行費として）	新たに5年
	破損後	取る（カード発行費として）	新たに5年

## ■ 薬剤師資格証の会員価格

初年度費用：12,000円（カード発行と年間運用を含めた価格）

年間運用費：6,000円（通常更新なら以後ずっと同じ額）

※通常更新の場合の支払い例（カード有効期限は5年）

	初年度費用	年間運用費	合計
初年度	12,000	-	12,000
2～5年度	-	6,000	6,000
更新時	-	6,000	6,000

通常更新であれば更新時でも、いわゆるカード発行費は不要。

### ● 運用の詳細

発行種別		カード発行費相当額	有効期限
新規発行		取る（初年度費用として）	新たに5年
期限内の更新		<b>取らない</b>	新たに5年
再発行	失効後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	券面・証明書変更	取る（初年度費用として）	新たに5年
	紛失後	取る（初年度費用として）	新たに5年
	破損後	<b>取らない</b>	4年以上5年以内で年間運用費のキリのよい時※

※H29/4/1発行（有効期限H34/3/31）の薬剤師資格証が、H30/5/20に破損した場合、H30/5/21を発行日とし、H35/3/31（4年10ヶ月と10日後）を有効期限とする。こうすれば、年間運用費のキリと薬剤師資格証の有効期限がズレない。



ご静聴ありがとうございました。

検討事項も山積みの状態ですが、今後の地域医療情報連携基盤等の進展や電子処方箋の発行に鑑み、着実に対応する予定です。